

(趣旨) 一 条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

号。以下「法」という。第四十五条第二項の一という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、
項第一号に掲げる事項について都道府県が条
二項(入所している者の保護に直接從事する
條、第二十二条、第二十二条の二第一項、第
三十一条第二項、第三十三条第一項(第三
第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二
十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三
第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八
七条までの規定による基準

第一条 児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条の二第一項、第二十七条规定の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十四条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十七条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十四条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

一 会社の使用に係る電子計算機と電気回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、消費税等の納付手続を利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他納付情報を入力して、納付する方法

二 第五条の二第一項の規定による届出した者があらかじめ会社及び金融機関に対し通知した口座番号、当該届出をした者が納付すべき消費税等の額その他の付情報が会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通して当該金融機関に送付され、かつ、当該納付情報に基づき口座振替により納付する方法

○ 厚生労働省令第百五十九号

児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

令和四年十一月三十日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

正 後	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
寺の一部を改正する省令 部改正) （昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次 第十二条の五の十九第三項、第二十四条の十二第 三項等の一部を改正する省令を次のように定める。	第二十二条の五の十九第三項、第二十四条の十二第 三項等の一部を改正する省令を次のように定める。	第二十二条の五の十九第三項、第二十四条の十二第 三項等の一部を改正する省令を次のように定める。

<p>改 正 前</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は第五条の二第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。</p> <p>この省令は、令和四年十二月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項又は第五条の二第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。</p>
	<p>厚生労働大臣 加藤 勝信</p>	

信回線を通じて通信できる機能を備えた電

(処分通知等の指定

(処分通知等の指定

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項

グラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。
〔号を加える。〕

140

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とす。

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項又は第五条の二第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項の第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る）第三十条第一項において準用する場合を含む）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る）第三十条第一項において準用する場合を含む）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る）、第三十二条第一項において準用する場合を含む）、及び第六号（保育室及び遊戸室に係る部分に限る）、第三十二条第一項において準用する場合を含む）、第四十八条第一号（居室に係る部分に限る）、及び第七号（面積に係る部分に限る）、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（指導訓練室及び遊戸室に係る部分に限る）、第二号（面積に係る部分に限る）及び第三号、第六十八条第一号（病室に係る部分に限る）、第七十二条第一号（居室に係る部分に限る）、及び第二号（面積に係る部分に限る）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第九条から第九条の三まで、第九条の五、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（指導訓練室及び遊戸室に係る部分に限る）、第二号（面積に係る部分に限る）及び第三号、第六十八条第一号（病室に係る部分に限る）、第七十二条第一号（居室に係る部分に限る）、及び第二号（面積に係る部分に限る）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の四まで、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第六十八条第一号（調理室に係る部分に限る）、第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る）、第六十八条第一号（調理室に係る部分に限る）及び第六号（調理室に係る部分に限る）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る）の規定による基準

四 (略)

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第九条の五及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第九条の四及び第十条第二項において同じ。）においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 (略)

四 (略)

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十条第二項において同じ。）においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 (略)

(非常災害対策)

第六条の二 (略)

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の三 儿童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 儿童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるものとする。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接從事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第九条の四 儿童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 儿童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 儿童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(削る)

第九条の五 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(非常災害対策)

第六条の二 (略)

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(新設)

第八条 儿童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接從事する職員については、この限りでない。

(新設)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(衛生管理等)

第十条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(職員)

第六十三条 (略)

2 (略)

10 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一項第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第六十九条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

第六十九条 (略)

2 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

1 附 則 (略) (経過措置)	改 正 後
2 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行ふに当たつて当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
3 (略)	

(衛生管理等)

第十条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

(職員)

第六十三条 (略)

2 (略)

(新設)

1 第六十九条 (略)

(傍線部分は改正部分)

1 附 則 (略) (経過措置)	改 正 前
2 乳児四人以上を入れさせる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。	

域相談支援基準第二十八条の二「新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。」、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と「行う」とあるのは「行うよう努め」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のうちの措置)系る各種措置

施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第二十八条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第二百六十六条の十一並びに第二百六十六条の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条の四、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六十二条の四、第一百七十二条の二、第二百三十三条の十一、第二百三十三条の二十二及び第二百二十三条规定第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項（新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条规定第二項、新福祉ホール基準第十四条规定第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条规定第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第一十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第一百一十七条、第二百六条、第二百六条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第一条及び第二项及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホール基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十九条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地城相談支援基準第三十条第三項（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなけば」とする。

附則

省令は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)
○厚生労働省令第一百六十号
雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
令和四年十一月三十日
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣	加藤 勝信
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)

○厚生労働省令第一百六十号
雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第六十二条第一項第六号及び第二項の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三(保育所に係るものと除く)、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十条の二、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条の二及び第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講しなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

改正

後

改

前

(傍線部分は改正部分)

厚生年鑑ノ目

日記

附則
第十五条の四の三 (略)
25 10 (略)

附則
第十五条の四の三
(略)